

050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約 【現改比較表】 2025年5月1日現在

～2025年5月31日

2025年6月1日～

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます。）は、050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 あんしんナンバー留守番電話機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款（OCN）	当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）
第1種ドットフォン契約	IP通信網サービス契約約款（OCN）に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
<u>第1種ドットフォンサービスタイプ1（以下「タイプ1」といいます）</u>	<u>第1種ドットフォンサービスのうちタイプ3以外のもの</u>
第1種ドットフォンサービスタイプ3（以下「タイプ3」といいます。）	第1種ドットフォンサービスのうち 050あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの
<u>第1種ドットフォンサービスタイプ1契約者（以下「タイプ1契約者」といいます。）</u>	<u>当社と第1種ドットフォン（タイプ1）契約を締結している者</u>
第1種ドットフォンサービスタイプ3契約者（以下「タイプ3契約者」といいます。）	当社と第1種ドットフォン（タイプ3）契約を締結している者
050あんしんナンバー留守番電話機能（以下「本機能」といいます。）	第1種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージを録音する機能（録音したメッセージを再生する機能及びメッセージが録音されたことをその第1種ドットフォン契約者又はその第1種ドットフォン契約者が指定したものに電子メールにより通知する機能を含みます。）
<u>050あんしんナンバー転送等機能（以下「転送等機能」といいます。）</u>	<u>IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表第1の1-2-4に定める050あんしんナンバー転送等機能</u>
050あんしんナンバー転送等機能2（以下「転送等機能2」といいます。）	IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（ドットフォンサービス）第12条に定める050あんしんナンバー転送等機能2

株式会社ＮＴＴドコモ（以下「当社」といいます。）は、050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 あんしんナンバー留守番電話機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款（OCN）	当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）
第1種ドットフォン契約	IP通信網サービス契約約款（OCN）に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
第1種ドットフォンサービスタイプ3（以下「タイプ3」といいます。）	第1種ドットフォンサービスのうち 050あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの
第1種ドットフォンサービスタイプ3契約者（以下「タイプ3契約者」といいます。）	当社と第1種ドットフォン（タイプ3）契約を締結している者
050あんしんナンバー留守番電話機能（以下「本機能」といいます。）	第1種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージを録音する機能（録音したメッセージを再生する機能及びメッセージが録音されたことをその第1種ドットフォン契約者又はその第1種ドットフォン契約者が指定したものに電子メールにより通知する機能を含みます。）
050あんしんナンバー転送等機能2（以下「転送等機能2」といいます。）	IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（ドットフォンサービス）第12条に定める050あんしんナンバー転送等機能2

～2025年5月31日		2025年6月1日～	
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款（O C N）に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約	第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款（O C N）に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
第2条（略） 第3条（契約の単位） 当社は、IP通信網サービス契約約款（O C N）に定める1の第1種ドットフォン契約に対して、タイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の利用をする場合に限り、1の本機能を提供します。 2（略） 第4条（契約申込） 契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。 2 本機能の申し込みと同時にタイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の申し込みをしたものとします。 第5条～第16条（略）		第2条（略） 第3条（契約の単位） 当社は、IP 通信網サービス契約約款（O C N）に定める1の第1種ドットフォン契約に対して、タイプ3契約者は転送等機能2の利用をする場合に限り、1の本機能を提供します。 2（略） 第4条（契約申込） 契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。 2 本機能の申し込みと同時にタイプ3契約者は転送等機能2の申し込みをしたものとします。 第5条～第16条（略） 附則（令和7年4月30日 光事推第000600000287-01号）（実施期日） 1 この改正規定は、令和7年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。	